

第149回新生ふくしま復興推進本部会議
第48回福島イノベーション・コースト構想推進本部会議
合同会議 議事録

- 日時：令和7年6月3日（火）15：00～15：07
- 場所：危機管理センター災害対策本部会議室（北庁舎2階）

【鈴木副知事】

ただ今から、新生ふくしま復興推進本部会議、福島イノベーション・コースト構想推進本部会議の合同会議を開催いたします。

早速、議題「国への提案・要望」について、企画調整部長。

【企画調整部長】

資料1を御覧ください。令和8年度政府予算対策として、6月6日（金）に知事による国への提案・要望活動を行います。

当日は、朝に県選出国會議員への説明を行った後、引き続き政党や省庁を訪問し、要望活動を行う予定です。

その内容について、ローマ数字ⅠからⅧの柱立てに基づき要望44項目を整理しています。

全般的事項の柱立ては、

Ⅰ「第2期復興・創生期間以降における復興の更なる加速化」としており、個別事項については、

Ⅱ「避難地域・浜通りの復興・再生」からⅧ「地方創生・人口減少対策の推進等」までの7つとなります。

原子力災害からの復興・再生は、国の社会的責任の下、国が前面に立ち、最後まで責任を持って取り組むべきものであることが大前提です。

今後も中長期にわたる長い戦いであることから、令和8年度はもとより、第2期復興・創生期間後においても、切れ目なく安心感を持って復興への挑戦を続けるため、十分な財源と枠組み、復興を支える制度の確立を要望いたします。

あわせて、急激に進む人口減少への対策を始め、度重なる自然災害や長期化する原油価格・物価高騰にも確実に対応する必要があるため、地方創生・人口減少対策の推進等に関しても要望いたします。

なお、要望概要や要望先等、詳細については、資料のとおりとなります。

必要な事業・予算が確実に措置されるよう、知事を先頭に一丸となって取り

組んでまいります。

【鈴木副知事】

今の説明に関して、何かありますか。なければ、原案のとおり決定することといたします。知事からお願いいたします。

【知事】

今回の提案・要望は、第2期復興・創生期間後に向けて、非常に重要なものとなります。

福島復興は長く厳しい戦いです。我々は、未来を見据えて切れ目なく取組を進めていかなければなりません。こうした中、令和8年度からの次の5年間は、復興・再生を一層加速させていかなければならない、極めて重要な期間となることから、今後必要となる財源や枠組み、復興を支える制度を十分かつ確実に確保していく必要があります。

他方で、4月のこの会議でも伝えましたが、昨年国の行政事業レビューでの議論など、風化が進んでいることを感じさせられる状況にあります。

職員一人ひとりが復興への強い思いを持ち、福島の実情や課題を、国に対し、丁寧かつ分かりやすく伝えていかなければなりません。

6月6日は、私自身が先頭に立ち、政党や各大臣との交渉に臨んでいきます。

各部局長の皆さんにおいても、各省庁の方々に、福島復興を「自分事」として理解していただくことができるよう、熱意を持って説明するなど、粘り強く取り組んでください。

【鈴木副知事】

次に、報告事項の1つ目「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真の改定」、2つ目「福島復興再生計画に基づく取組実績等」について、企画調整部長。

【企画調整部長】

資料2の1を御覧ください。

「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」について、5月30日に開催のイノベ分科会において、県と国で構成する事務局によって、改定案をお示ししております。

青写真は令和元年に策定され、改定は今回初めてとなります。

2ページを御覧ください。「改定の意義」と「改定のポイント」を記載しております。

これまでの取組により一定の成果は出ているもののイノベ構想の実現に至るには、なお途上であります。今後、イノベ構想の更なる具体化・加速化を図る

ため、これまでの3つの取組の柱に「地域の稼ぎ」「日々の暮らし」「担い手の拡大」の3つの新たな視点を加えることとしております。

3ページ以降5ページまで改定のポイントや構成案、中長期的に目指していく姿を7ページ以降に、「3つの柱と具体的な取組」及び「重点6分野の主な取組」を記載しております。

今後、事務局において必要な修正を加えたうえで、近日中に改定された青写真を公表する予定です。

引き続き、国や市町村、関係機関と一体となってイノベ構想を強力に推進してまいります。

次に、資料3を御覧ください。福島復興再生計画の関係です。

福島復興再生計画は、令和3年4月に内閣総理大臣の認定を受け、各取組を推進しております。計画の進行管理の一貫として、令和6年度の取組実績等をまとめましたので、御報告いたします。

1ページから2ページで、計画の策定根拠となっている福島復興再生特別措置法の体系と、計画の概要を記載しています。

次ページ以降、計画における「第2から第8」ごとに、主な取組実績を掲載しております。

なお、現行計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間であり、本年度は現行計画の改定を進める必要がございます。

併せて、福島県復興計画につきましても、それらの内容を反映してまいります。

引き続き、原子力災害からの復興・再生に向け、本計画に基づく取組を着実に推進していくとともに、それぞれの計画の改定に向けて、市町村などの御意見を丁寧に向いながら、関係者間の協議調整を進めてまいります。

【鈴木副知事】

今の説明に関して、何かありますか。

なければ、知事からお願いいたします。

【知事】

始めに、イノベーション・コースト構想については、今回の青写真の改定により、地域の稼ぎ、日々の暮らし、担い手の拡大という新たな視点が追加をされ、各分野の取組もより充実した内容となります。

まず、「イノベ構想は難しい」といった声もありますが、今回の新たな視点を踏まえ、地域の方々や関係の皆さんにイノベーション・コースト構想をもっと身近に感じていただけるよう取り組んでいくことが重要です。

そして、この青写真が未来の構想のままではなく、近い将来、私たちの目の前で現実のものとなるよう、国、市町村、関係機関をはじめ多くの皆さんと

力を合わせて前に進めていかなければなりません。

「もっと身近に」「未来を現実」をキーワードとして、今後、必要な予算や制度がしっかりと確保されるよう、庁内はもちろん関係者と密に連携をしながら取り組んでください。

続いて、福島復興再生計画については、震災と原発事故から14年余りが経過をし、その間、避難指示区域が大幅に減少したほか、復興を支えるインフラや拠点施設の整備が進展しました。

一方で、避難指示が解除された地域の生活環境整備を始め、帰還困難区域の復興・再生や根強く残る風評など、依然として困難な課題に直面をしており、引き続き、復興のステージに応じたきめ細かな対応が求められます。

このため、今年度実施する福島復興再生計画の改定に当たっては、必要な施策をしっかりと盛り込み、福島の復興・再生に向けた取組を一つ一つ、着実に進めていくことが重要です。

今後とも、現場主義を徹底し、地域の方々の想いやニーズを丁寧にお伺いしながら、県民の皆さんに復興・再生を実感していただくことができるよう全力で挑戦を続けていきたいと思います。

【鈴木副知事】

以上で合同会議を終了します。